

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月25日 17時30分ごろ
発生場所	福岡県新宮町相島漁港 筑前相島港南防波堤灯台から真方位103°250m付近 (概位 北緯33°45.4′ 東経130°22.1′)
事故の概要	漁船松栄丸は、北西進中、また、漁船雅は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 松栄丸、4.9トン FO3-31970（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 雅、1.1トン FO3-33836（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B、甲板員B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：17時42分ごろ（新宮町）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、相島漁港への帰航途中に同漁港 港口の近くの漁場（以下「本件漁場」という。）に寄ることとし、船 長Aが操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵により操船に当 たり、約10ノットの対地速力で北東進していた。 船長Aは、ふだん日没間近に本件漁場で釣りや操業をしている船を 見掛けたことがなく、前路を一瞥して他船を見掛けなかったので、前 路に他船はいないと思い、前路から目を離して魚群探知機で魚群を探 しながら航行し、魚影の反応が無かったので、相島漁港の港口に向け てA船を北西進させた。 船長Aは、その後、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、 衝撃を感じて周囲を見回し、左側の海面にB船及び右側の海面に船長 Bを認め、B船と衝突したことに気付いた。 A船は、船長Aが船長Bを救助してB船上に戻した後、相島漁港に 入港した。

	<p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、船首を南東方に向けて船外機を停止し、操業を行いながら漂流中、船長Bが、進路を変えてB船に接近する態勢となったA船を船首方に認めた後、航行中の船舶が漂流中の船舶を避けるべきなので、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、A船の動静を見ながら漂流を続けた。</p> <p>船長Bは、A船がB船を避ける様子を見せることなく至近に迫ったので、衝突の危険を感じ、A船に向かって両手を振りながら大声で叫び、海に飛び込んだ直後、B船の船首部とA船の船首部とが衝突したのを認めた。</p> <p>B船は、A船に救助された船長Bが操船して相島漁港に入港した。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、翌日、福岡市所在の病院で受診し、腰椎捻挫等及び左肩関節捻挫等とそれぞれ診断された。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、国土交通省の型式承認を受けた救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、前路から目を離して魚群探知機の画面を見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだん日没間近に本件漁場で釣りや操業をしている船を見掛けたことがなく、前路を一瞥した際にも他船を見掛けなかったことから、前路に他船がいなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、船首方から接近するA船を認めた後、航行中の船舶が漂流中の船舶を避けるべきで、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、A船に向かって両手を振りながら大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、前路から目を離して同じ針路及び速力で航行を続けたため、前路で漂流中のB船に気付かず、また、船長Bが、A船を認めた後、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、前路に他船はいないと思うことなく、周囲の状況を一瞥しただけで判断せず、常時周囲の適切な見張りを行い、他船を見落とさないようにすること。 ・ 船長は、漂流中、接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。